

## 長久手市中央2号公園利用促進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条の2の規定に基づき、長久手市中央2号公園利用促進協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 長久手市中央2号公園(以下「2号公園」という。)及びその周辺の持つ魅力や環境を生かして、2号公園の利用を促進させることで、地域の活性化及び市民同士の交流を図るため、長久手市中央2号公園利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- (2) 多様な公園利用ニーズに応じたルールづくり
- (3) 2号公園の活用方針に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公園管理者
- (2) 市の関係する部署の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 観光関係団体
- (5) 商工関係団体等
- (6) 公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者で公園管理者が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、第4条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

6 前項の方法によって会議に参加した委員は、当該会議に出席したものみなす。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、長久手市くらし文化部たつせがある課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。